

令和二年二月二十七日付け広島県報（定期）第十六号に登載の広島県告示第七十二号（建築士法第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者）の一部を次のように訂正する。

土木建築局建築課長

ページ	行	誤	正
一	一の表防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校の部(ろ)欄	第七百五十号の第一第一号又は第二号	第七百五十号告示の第一第一号又は第二号
二	二の表学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の部(は)欄	第七百五十号の第一第一号又は第二号	第七百五十号告示の第一第一号又は第二号
二	二の表学校教育法による中学校又は義務教育学校の部(は)欄	第七百五十号の第一第一号又は第二号	第七百五十号告示の第一第一号又は第二号
三	三の表学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校の部(は)欄	第七百五十号の第一第一号又は第二号	第七百五十号告示の第一第一号又は第二号